



山形県公報

令和2年2月21日(金)
第82号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(防災危機管理課) ……121

告 示

○建設業の許可の取消し……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……122

○公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……123

○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……同

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……同

○一般競争入札の公告……………(会 計 局) ……124

規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第3号

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「市町村長」を「災害発生市町村(法第2条に規定する災害発生市町村(法第2条の2に規定する救助実施市を除く。))をいう。以下同じ。)の長」に改め、同条第2項及び第3項中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改める。

第12条中「市町村」を「災害発生市町村」に改める。

第13条中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改める。

第14条中「市町村」を「災害発生市町村」に改める。

別表第1第1項第1号ハ中「320円」を「330円」に改め、同号ニ中「生活」を「避難生活」に改め、同号ホ中「生活」を「避難生活」に、「に避難している」を「で避難生活している」に改め、同項第2号中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同号イ(イ)から(ト)まで以外の部分中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同イ(ロ)中「5,610,000円」を「5,714,000円」に改め、同イ(ニ)及び(ト)中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同号ロ(イ)から(ハ)まで以外の部分中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同ロ(イ)中「あたり」を「当たり」に改め、同表第2項第1号ハ中「1,140円」を「1,160円」に改め、同項第2号ロ中「若しくは」を「又は」に改め、同表第3項第3号イの表

中	円 18,500	円 23,800	円 35,100	円 42,000	円 53,200	円 7,800	を
	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200	

円	円	円	円	円	円
18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400

に改め、同号口の表中

円	円	円	円	円	円
6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500

を

円	円	円	円	円	円
6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

に改め、同表第4項第1号ニ

中「医療機具」を「医療器具」に改め、同表第6項第1号中「若しくは半焼し」を「、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け」に改め、同項第2号中「及び」を「、」に、「必要最少限度」を「必要最小限度」に、「584,000円」を「次に掲げる額」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 595,000円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

別表第1第7項第1号中「全壊、全焼」を「全壊し、全焼し、」に改め、同項第4号中「次の」を「、次の」に改め、同表第8項第3号口中「4,400円」を「4,500円」に、「4,700円」を「4,800円」に、「5,100円」を「5,200円」に改め、同表第9項第3号中「211,300円」を「215,200円」に、「168,900円」を「172,000円」に改め、同表第10項第2号ニ(イ)中「3,400円」を「3,500円」に改め、同ニ(ロ)中「5,300円」を「5,400円」に改め、同表第11項第2号中「135,400円」を「137,900円」に改める。

別記様式第1号中「市町村長が」を「災害発生市町村の長が」に改める。

別記様式第8号(裏)中「第31条」を「第32条」に改める。

別記様式第12号中「抜すい」を「抜粋」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記様式第16号中「炊出し」を「炊出し」に、「半壊（焼）世帯数」を「半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた世帯数」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1第6項第1号及び第2号（「及び」を「、」に、「必要最少限度」を「必要最小限度」に改める部分を除く。）の規定は令和元年8月28日から、同表第1項第1号ハ及び第2号イ(ロ)、第2項第1号ハ、第3項第3号イの表及びロの表、第8項第3号ロ、第9項第3号、第10項第2号ニ(イ)及び(ロ)並びに第11項第2号の規定は同年10月1日から適用する。

告 示

山形県告示第82号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業の許可を次のとおり取り消した。

令和2年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 処分をした年月日

令和2年1月21日

2 処分を受けた者

(1) 商号 山形新興株式会社

(2) 主たる営業所の所在地 西置賜郡白鷹町大字佐野原638番地2

(3) 代表者の氏名 竹田 良一

(4) 許可番号 山形県知事許可（般-27）第600161号

3 処分の原因となった事実

山形新興株式会社の役員2名が公職選挙法（昭和25年法律第100号）違反の罪によりそれぞれ懲役1年6月及

び懲役1年2月の刑に処せられたことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

山形県告示第83号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
米沢市板谷地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和元年11月1日から同年12月18日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、地形測量及び路線測量）

山形県告示第84号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中	" 城南支店	" 城南町二丁目7番2号	" "	を
	" 南原支店	" 南原町一丁目3番15号	" "	

" 城南支店	" 城南町二丁目7番2号	" "	に改める。
--------	--------------	-----	-------

附 則

この規程は、令和2年2月25日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和2年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和2年2月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人飯豊朝日を愛する会
 - (2) 代表者の氏名
高橋 健二
 - (3) 主たる事務所の所在地

西置賜郡小国町大字北77番地17

(4) 定款に記載された目的

この法人は、山岳愛好家を中心とする一般公衆に対して、飯豊朝日連峰の山岳活動に関する事業を行い、もって環境保護・スポーツの振興・災害救援に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油、灯油及びレギュラーガソリンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和2年4月2日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量

- イ A重油 54,000リットル
- ロ 灯油（大型タンクローリー車納入分） 422,000リットル
- ハ 灯油（中型タンクローリー車納入分） 71,000リットル
- ニ 灯油（ドラム缶納入分） 13,000リットル
- ホ レギュラーガソリン（大型タンクローリー車納入分） 22,000リットル

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間及び納入方法 契約締結日から令和3年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を指定する方法で納入すること。

(4) 納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 (1)のイからホまでのそれぞれについて、1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けているこ

と。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)のイからホまでのそれぞれの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和2年3月31日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月25日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) この契約における令和2年5月納入分以降の契約金額は、仕様書に定めるところにより変動するものとする。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(6) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① A Fuel Oil 54,000l

② Kerosene (Large-sized tanker vehicle) 422,000l

③ Kerosene (Medium-sized tanker vehicle) 71,000l

④ Kerosene (Drum) 13,000l

⑤ Unleaded Gasoline (Large-sized tanker vehicle) 22,000l

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. April 2, 2020

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL 023(630)2723

令和2年2月21日印刷 発行所 山形県庁
令和2年2月21日発行 発行人 山形県